

【新設】(被災資産の修繕費用等の見積りの方法)

12-2-8 12-2-7《災害損失特別勘定の繰入限度額》の(2)の修繕費用等の見積額は、その修繕等を行うことが確実な被災資産につき、例えば次の金額によるなど合理的に見積もるものとする。

(1) 建設業者、製造業者等による当該被災資産に係る修繕費用等の見積額

(2) 相当部分が損壊等をした当該被災資産につき、次のイからロを控除した金額

イ 再取得価額又は国土交通省建築物着工統計の工事費予定額から算定した建築価額等を基礎として、その取得の時から被災事業年度終了の日まで償却を行ったものとした場合に計算される未償却残額

ロ 被災事業年度終了の日における価額

注 被災中間期間において災害損失特別勘定に繰り入れる場合には、上記の「被災事業年度終了の日」は「被災中間期間終了の日」と読み替えることに留意する。

【解説】

1 本通達では、災害損失特別勘定の繰入りに当たり、被災資産の修繕費用等の見積りの方法に関する取扱いを明らかにしている。この取扱いは、平成28年4月の熊本地震に際して公表された個別通達を基本通達として整理したものである。

災害損失特別勘定の繰入限度額を算定するためには、被災資産について、災害のあった日から1年を経過する日までに支出すると見込まれる修繕費用等の見積額を算定する必要がある。この修繕費用等の見積額は、修繕を行うことが確実に見込まれる被災資産について、例えば、次の金額によるなど合理的に見積もらなければならない。

① 建設業者、製造業者等による当該被災資産に係る修繕費用等の見積額

② 相当部分が損壊等をした当該被災資産につき、次のイからロを控除した金額

イ 再取得価額又は国土交通省建築物着工統計の工事費予定額から算定した建築価額等を基礎として、その取得の時から被災事業年度終了の日まで償却を行ったものとした場合に計算される未償却残額

ロ 被災事業年度終了の日における価額

2 ところで、修繕費用等の見積りに当たって、大規模な災害の場合には被災者が多数に及ぶため、法人が実際に修繕を依頼できる建設業者や製造業者等が速やかに確保できないといった事情で、その見積りが困難となるケースもあり得る。

災害損失特別勘定の設定に当たり、修繕費用等の見積りは、当然、合理的なものでなければならないが、このようなケースでは、実際に修繕を依頼する業者以外の者（例えば、自社の土木建築などの技術者や一定の専門的知識を有する建築業者など）が見積りを行ったとしても、その修繕費用等の見積額が合理的な内容のものであれば、特段問題は生じない。

3 なお、被災中間期間においても災害損失特別勘定を設定することができるため、本通達を被災中間期間に用いる場合の読替規定を、本通達の注書きで明らかにしている。

4 連結納税制度においても、同様の通達（連基通20-2-14）を定めている。